

平成31年度社協事業計画

～事業推進にあたって～

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変容、地域住民同士のつながりの希薄化等に伴い、社会福祉を取り巻く状況は変化しており、地域の課題・問題点は多様化しております。こうした中、国は、地域住民誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する団体として社会福祉協議会に求められる役割と期待はますます大きくなってきます。こうした状況の下、現況の社会福祉を取り巻く環境を適切に把握するとともに、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関との連携を図り、地域福祉の課題解決に向けた基盤づくりに取り組んで参りたいと考えております。

本年度は、第3期地域福祉活動計画の実践1年目にあたり、これまでの事業の課題整理を行いながら、計画に掲げた次の基本目標に基づき『地域の隅々から新たな絆を創る』を目指し、地域福祉の推進と新たな事業を展開します。

～事業内容～

1. 地区社協による地域での見守り・支え合い活動の推進

地域の中で支援を要する人は、ひとり暮らし高齢者だけではなく、障がい者とその家族、母子父子家庭、子育て中の家庭など、多様化しており、地域の中でどう支えていくかが大きな問題になっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域の中にあるさまざまな生活課題や困っている方のSOSを早期に把握し、解決できる体制づくりが大切です。

そこで、もういちど、住民同士が隣近所で見守り・支え合える地域にするため、地区社協組織を中心として、区役員・民生委員児童委員・介護予防推進員・盛人クラブ・ボランティアなどの方々から横のつながりを作っていただき、その輪を地区全体に広めていただくように進めていきます。

【取組内容】

(1) 地区社協設置地区について

- ①地区社協活動の大きな柱でもあります、見守り・支え合い活動について、多くの地域住民の方が参加できるように、地区懇談会や研修会を通じて地区長・班長・各種団体などへご協力いただけるように説明を行います。
- ②地区社協の活動状況や課題の把握に努めるため、懇談会を通じて意見交換を行います。また、その中で把握した、地域や住民が抱えている様々な問題に対して、地域の方々と協力して解決に取り組みます。
- ③区長・民生委員児童委員・介護予防推進員が情報共有や連携強化を図れるように、ふれあいいきいきサロン（以下「サロン」）後の時間を活用する等して、見守り活動の状況や新たに見守りが必要な世帯への対応方法等を話し合う場が地域の中に定着するように進めます。

④地縁組織・団体だけではなく、あらゆる関係機関団体（教育関係・福祉団体・ボランティア・行政関係など）が主催する会議や研修会の中で、地区社協の活動を理解していただくための説明を行います。

(2) 高齢化や過疎により地区社協設置の困難な地区について

①社協主催の出前サロンや意見交換会を開催し、住民同士が連絡・連携を取れる仕組みを維持していけるように支援を行います。

②出前サロンや出張相談・意見交換会などを通じて、情報提供を行い、地区の要望や課題を解決したり、関係機関へつなぐ活動を行います。

(3) 区長・民生委員児童委員と介護予防推進員との合同研修会の開催

①地区社協活動を推進するうえで、まず、区長・民生委員児童委員・介護予防推進員の三者の連携強化は欠かせません。この連携強化を図るために、4日間にわたり、三者の合同研修会を開催します。

2. 「津久見市保健福祉ゾーン構想」の推進に伴う総合相談窓口の充実

津久見市の保健福祉ゾーン構想の一翼を担い、保健福祉の相談窓口の一元化を推進します。

【取組内容】

(1) 総合相談窓口の充実（地域班・包括・竹とんぼ）

総合相談窓口（24時間対応）として充実を図るため、職員の資質向上のための研修会・ケース会議への積極的な参加を進めます。

また、相談窓口を共有する長寿支援課と連携を密にし、市民サービスの向上を図ります。

津久見市社会福祉協議会	(代)	82-5000	} 24時間対応
包括支援センター社協		82-4124	
障がい者相談支援事業所竹とんぼ		82-1888	

(2) 専門相談日の充実

年々、複雑多様化する、市民の方々からの相談に対処するため、専門相談日を設置し、ニーズに即した相談体制の充実を図ります。

○法テラスの弁護士による相談	…	第1・3木曜日	14時～16時
○鳥越弁護士による相談	…	第4木曜日	14時～15時30分
○大村司法書士による相談	…	第2木曜日	13時～16時
○年金相談	…	偶数月の第4火曜日	10時～15時
○心配ごと相談（民生委員）	…	第3火曜日	13時30分～15時
○大分県行政書士会による相談	…	第3月曜日	13時～15時
○適応指導教室「ネロリ」	…	毎週金曜日	9時～12時
○NPO法人おおいだ成年後見 権利擁護支援センターパトン	…	第4水曜日	13時30分～15時30分

3. コミュニティカフェ・コミュニティ食堂の推進

より多くの人たちの社会参加を促すとともに地域からの孤立を防ぐため、身近で気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場所や機会の充実を図ります。

【取組内容】

住民と行政と社協が連携して、住民主体による事業運営ができるよう運営の側面的支援や活動を担う人材の発掘・育成を進めていきます。

○運営上の課題について話し合いの機会をつくります。

○共同募金や民間助成金制度の利用を促進します。

4. 津久見市社協のホームページ・フェイスブックの運用

だれもが気軽に地域福祉活動やボランティア活動を知り参加できるように、また、必要なときに必要な福祉サービスを利用できるように、わかりやすい情報の発信を行っていきます。

【取組内容】

多くの市民の皆さんが、地域福祉に対する理解を深められるように、地区社協、ボランティア・民生委員児童委員などの活動をホームページやフェイスブックを利用し積極的に発信していきます。

5. 市民ふれあい交流センターの運営

市民ふれあい交流センターは、地域福祉活動の拠点として様々な事業に活用していきます。

【取組内容】

(1) 地区社協・ふれあいサロンの交流拠点

①地区社協活動に関する研修会やふれあいサロン連絡会を開催し情報交換を行います。

②地区社協主催の交流事業を開催します。

③お出かけサロン事業を開催します。

(2) 専門相談事業の開催

①法律や年金・心配ごと相談などの相談事業を開催します。

(3) ボランティアセンター

①ボランティアセンターにて、ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

(4) 行政主催事業の開催

①健康教室や介護予防研修など保健福祉に関する事業を支援します。

(5) 福祉関係団体事業所・NPO・地域組織の交流拠点

- ①福祉関係機関・団体、地域福祉活動を行う団体などの研修会、交流会、各種事業に交流センターを利用頂きます。

6. ボランティア活動の推進

ボランティア活動への参加及び体験機会の提供や啓発を通して、ボランティア活動への意識の向上を図ります。また、ボランティアを必要としている人とボランティアをしたい人がスムーズにつながるよう、ボランティアコーディネートの実施を図ります。

【取組内容】

(1) 登録斡旋事業の推進

①ボランティアセンターの充実

ボランティアの育成・発掘・活動に関する情報集約と情報発信をするため、人及び情報が「集まり」「つながり」「発信する」を3つの柱としてセンターづくりを行っていきます。

(※ボランティアコーナー及びボランティア活動冊子の作成)

②ボランティアコーディネート

ボランティア活動(個人・グループ)に関する様々な相談への対応や情報提供を行い、活動をしやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアと地域や福祉施設などが、連携した活動につながるよう支援を行います。

③登録ボランティア(個人・団体)と地域との連携

登録しているボランティア(個人・団体)と地区社協活動やふれあいサロン活動との連携・協力が進むように、意見交換などを行います。

(2) 育成事業の推進

①夏休み体験学習

中高大学生等が夏休みを利用して、自発的な福祉活動を体験することにより、自分たちが住む地域社会の福祉活動や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動への積極的な参加を促進していきます。

②ボランティア協力校の活動支援

実践体験を通し、社会奉仕と豊かな心を育むように、各ボランティア協力校と個別の意見交換を行い、特色を生かした活動が出来るように支援を行います。

また、ボランティア協力校活動の場を利用し、高齢者や障がいなどの理解を深めていただくよう関係機関の協力を得て啓発の場を作ります。

特に、福祉体験学習を実施していただく場合には、事前事後学習を取り入れていただくように進めていきます。

(市内小中高のすべての学校指定 8校)

③講座の開催

学校や地域などで講座を行います。

○手話講座

○出前ボランティア育成講座

○災害ボランティアセンターに関する講座

- 障がいに関する講座
- 認知症に関する講座

(3) ふれあい出前講座

知恵や知識、技術をもつ市民の方々に講師として社協に登録いただき、地区での研修やふれあいいいきサロンなどの講師として派遣を行います。

(講師登録状況は、別紙のとおり)

7. 機関・団体とのネットワークづくりの推進

関係機関や団体間の「顔見知りの関係づくり」を含め、情報の共有化などによる地域福祉活動の推進のため、地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。

【取組内容】

(1) 機関・団体とのネットワークづくりの推進

社会の急激な変化に伴って、福祉に対する課題や要望も年々多様化してまいりました。今後もますます変化していくであろうことをふまえれば、身近な地域での福祉課題を地域の様々な方々の横の連携をつくり、協力しあって課題解決に取り組むことが必要であると考えます。

またその一方で、地域で起こる市民だけでは解決できないさまざまな課題などについて、社協や行政、福祉施設事業所・福祉関係団体などが、課題解決に向けたネットワークを構築することが必要です。津久見市社会福祉協議会では、関係機関による連絡会等を開催し、情報交換や意見交換を通じて、種別の違いを越えて協力・連携・協働を進めるための場づくりに取り組みます。

- 津久見市福祉施設・事業所連絡会の開催（参加施設事業所20）
- 津久見市ボランティア連協議会（参加団体）
- 生活支援体制整備協議体への参加
- 区長、民生委員児童委員、介護予防推進員との合同研修会の開催
- 行政、社協、民生委員児童委員、子育て関係機関等との意見交換会
- 第1層協議体への参加（災害時に新たにつながった団体等へ参加の呼びかけ）
- 評議員会の場を活用し、関係団体による情報交換会等を開催

8. 情報の共有及びネットワーク化の推進

地域における福祉の実情をよく把握している地区社協や民生委員児童委員、社会福祉協議会などが、それぞれが持つ情報の共有化を図ることにより、地域での支援の必要な方への対応などが円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、これらの情報の共有化・ネットワーク化を促進します。

【取組内容】

民生委員児童委員協議会が取り組んでいる「高齢者世帯実態把握調査」のデータに、市社協が把握している高齢者情報（包括との関わり、サロンの登録状況等）を転記し、民生委員児童委員の活動の支援を行います。

9. 在宅生活支援事業の推進

高齢者や障がい者など、住み慣れた地域の中でいつまでも穏やかに安心して暮らすことができるよう、各種の在宅福祉サービスを県や市等から受託して実施します。

【取組内容】

(1) 県からの委託事業の推進

①日常生活自立支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障がいまたは精神障がい者などで、かつ、親族などの援助が得られない方に対して、「福祉サービスの利用手続きやそれに伴う日常的な金銭管理など」を行い、在宅や施設・病院における日常生活の支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない所得の低い世帯、障がい者や高齢者世帯に対し、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

③成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及

成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を促進するために、わかりやすい講座を行います。

(2) 市からの委託事業の推進

①地域包括支援センター事業

地域における総合相談支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う機関として事業の充実に努めてまいります。(別紙事業計画にて説明)

②障がい者相談支援事業(サポートセンター竹とんぼ)

地域で生活する障がい者や介護者、家族などからの相談にお応えし、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援などを行うことにより、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようお手伝いします。また、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置し、困難ケースへの対応や成年後見制度の利用支援などを行うことにより、相談支援の充実強化を図ります。

(別紙事業計画にて説明)

③生活支援コーディネーター事業

生活課題が多様化、複雑化する中で、買い物や通院困難など、顕在化する生活課題に対応するため、誰もが気軽に活動へ参加できるきっかけづくりや、それぞれの特技や経験を地域活動につなげていく機会などを通じて、新たな活動者となる人材を発掘し、幅広い住民が身近な福祉活動の担い手として活動できる仕組みづくりを進めます。

◆生活支援コーディネーターの役割

役割	①地域ニーズと資源の状況の見える化、問題・課題等の提起 ②多様な主体への協力依頼(働きかけ) ③関係者とのネットワーク化の推進 (連携の体制づくり、情報共有など) ④生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの開発 ⑤地域の援ニーズ(課題)とサービス提供主体とのマッチング
配置状況	津久見市社協の地域班5名

【取組内容】

住民等による互助活動を支援していくとともに、有償ボランティアなど、公的サービス以外の新たな住民助け合い活動の仕組みを検討し、在宅生活を支える社会資源を整えます。

- ①（仮）困りごと支援センターの立ち上げ支援
（※別紙1 困りごと支援センターの概要）

（3）社協自主財源による在宅事業の推進

- ①福祉機器の貸出
高齢者や障がいのある方へ短期間の福祉機器（電動ベット・車イス・ポータブルトイレ等）の貸出を行います。
- ②訪問理美容事業
在宅で寝たきりなどの状態にある高齢者や障がい者に対して、理美容師を在宅に派遣し整髪を行います。（理美容師の出張料を社協が支払い、利用者は理美容の店内料金を理美容師に支払います。）
- ③ふれあい電話事業
ボランティアの方々により、ひとり暮らしの高齢者世帯へ、月2回電話による安否確認の声かけを行います。

10. ふれあい交流事業の推進

地域において、高齢者・障がい者・児童などの交流活動を通じて、地域あるいは世代を超えたコミュニケーションを図り、地域で生活する様々な人に対する理解と親睦を深められるよう実施します。

【取組内容】

（1）障がい者交流事業の推進

- ①障がいのある方々の交流事業
日帰りバス旅行を通じて、障がい者の社会参加の促進、いろいろな方々との交流の場の提供、ニーズの把握などに努めてまいります。
- ②地域住民との交流事業（うばめ園・ちちんぷいぷいあけぼの）
知的障がいのある方と住民との花一杯運動などの支援を行います。

（2）関係機関・団体・当事者・家族等の主体的活動の支援

- ①関係機関・団体・当事者等の主体的な交流活動の支援や活動の紹介を行っていきます。
（例：福祉フォーラム県南の支援・認知症家族会の支援など）

（3）世代間交流事業の推進

- ①ふれあいいきいきサロンやボランティア協力校の事業での児童・生徒との七夕づくりや軽スポーツ等を通じて世代間交流活動の支援を行います。

11. 災害に関する社協の役割

大規模災害や局地的豪雨災害などによって被災した地域の復興や被災者支援における災害時のボランティア活動の重要性を認識し、災害ボランティア事前登録や育成、さらには活動環境の整備を進めます。

【取組内容】

(1) 災害ボランティアの事前登録及び育成に関すること

市内外で起こる大規模災害から局所的な災害に備え、万が一災害が起きたときに迅速かつ効果的に復旧復興活動が行えるように事前の災害ボランティア登録制度を進めます。また、平常時から登録したボランティアの研修、情報交換などを行います。

◆災害ボランティアの事前登録者（422名）

(2) 災害ボランティアセンターの体制整備に関すること

災害ボランティアセンターの運営を支援するボランティア関係機関、団体、企業、NPO、行政などが連携し、被災者ニーズに即し、円滑に支援できる体制づくりを進めるために、災害ボランティアネットワーク連絡会を設置し、情報交換や研修などを行います。

◆災害ボランティアの連絡会（参加団体個人、8団体）

(3) 災害ボランティアに関する情報発信に関すること

災害ボランティアセンターに関する情報は、行政の情報発信ルート（区長・ホームページ・報道など）とは別に、市社協が関係する団体や施設・事業所等にも情報を提供し、広く周知に努めます。

12. 財源の確保

本会の活動への理解を求め、活動の基盤となる財源確保として会員の拡大及び寄附金確保を図るとともに、収益拡大と基金などの地域福祉への有効活用について検討し取り組んでまいります。

【取組内容】

(1) 社協会費制度・共同募金運動の推進強化

①社協会費・共同募金の趣旨を住民の方々に理解していただくため、あらゆる機会を通じて周知を行います。

(2) 補助事業や委託事業の検討

①自主財源が限られる中、補助事業や委託事業の検討を行います。

13. その他事業

多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するとともに、住民サービスの向上へと繋げることを目的として、事業を進めます。

【取組内容】

(1) 啓蒙啓発活動の推進

① 広報紙・ホームページ・フェイスブックによる広報活動

社協活動・地域福祉活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として広報紙「たちばな」の発行やホームページ・フェイスブックでの情報発信を行います。

② 市社会福祉大会の開催 … 表彰・講演などを行います。

(2) 共同募金運動の推進

① 共同募金運動

地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源として、県共同募金会と連携し共同募金運動を行います。

② 歳末助け合い募金活動

歳末助け合い募金の一環として、歳末助け合いチャリティーショー及び街頭募金活動を行います。また平成29年度より、配分内容が大幅に見直され、個人への配分から事業での配分を進めてまいります。

○歳末助け合いチャリティーショーの開催（11月下旬）

○街頭募金運動（12月上旬）

○配分内容（12月中旬～1月下旬）

- ・ 要保護、準要保護児童への見舞金
- ・ 集会所などの地域福祉拠点の整備支援
- ・ 生活困窮者への支援（困難ケース）
- ・ 障がい者施設利用者の地域交流事業

③ ベンチ設置事業

建築士会の協力により、地区集会所やバス停留所に手作りベンチの設置を行います。

(3) 福祉バスの運行 … 関係団体の研修などへ参加の送迎を行います。

(※2019年度中に運行内容の変更を周知)

(4) 関係団体への活動支援 … 次の団体等への活動助成を行います。

民生委員児童委員協議会、盛人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、遺族会
母子寡婦福祉会、子ども会育成連絡協議会、臼津保護司会津久見分区、更生保護
女性会、ボランティア連絡協議会・ボランティアグループ、ボランティア協力校
食生活推進協議会、地域女性団体連合会、ちちんぷいぷいあけぼの、うばめ園
社会を明るくする運動実施委員会、福祉フォーラムin県南実行委員会（津久見市）